

2. 「新しい公共」について

(1)はじめに

「新しい公共」については平成 21 年度報告書「第 3 章 土木分野におけるソーシャルビジネス調査研究」において「2. 社会的課題解決のための新たな動向 2.1 新しい公共／新たな公」の中で「(1) 社会運営の新しい概念『新しい公共』として、国全体の「新しい公共」に係る近年の推移及び背景や現状について記すと共に、(2)で国土交通省において国土形成計画に絡んで推進されていた「新たな公」についても説明を加えた。

ここでは、上記の記述と一部重複はするが、国全体については鳩山内閣から始まって菅内閣に引き継がれて推進されている「新しい公共」の展開の概略を示すとともに、「新たな公」を引き継いで国土交通省でも進められている「新しい公共」の推進の状況を概観することとする。

(2)国における「新しい公共」の推進

1)鳩山内閣下における推進

鳩山首相による所信表明演説(H21.12/26)や施政方針演説(H22.1/29)で「新しい公共」についての考えが披瀝されたこと、およびそのような考えのもとに「新しい公共」円卓会議が設置された(H22.1/25 内閣総理大臣決定)ことは前年度報告書に記した。

上記円卓会議は、平成 22 年 1 月 27 日の第 1 回から精力的な審議を重ね、第 8 回の同年 6 月 4 日に「新しい公共」宣言を発表した。この宣言はA4 で 5～6s に及ぶ長大なものであり、

はじめに／「新しい公共」と日本の将来ビジョン／「新しい公共」を作るために
の 3 つのパートからなるが、要点は以下のようなものである。

- ・「新しい公共」とは、「支え合いと活気のある社会」を作るための当事者たちの「協働の場」である。そこでは「国民、市民団体や地域組織」、「企業」、「政府」等が一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働する。
- ・「新しい公共」の主役は国民である。
- ・企業も「新しい公共」の担い手である。
- ・「新しい公共」を実現するには公共への政府の関わり方、政府と国民の関係のあり方を大胆に見直すことが重要である。
- ・「新しい公共」が作り出す社会は、すべての人に居場所と出番があり、みな人が役に立つことの喜びを大切にする社会であるとともに、その中からさまざまな新しいサービス市場が興り、活発な経済活動が展開され、その果実が社会に適正に戻ってくる事で、ひとびとの生活が潤うという、よい循環の中で発展する社会である。

なお、同日の会議では政府側からその対応方針を記した『「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応』が提出されている。

また、別途同年 4 月 25 日には一般人も参加できる「新しい公共」オープンフォーラムが首相も出席の上で開かれて、その盛り上げが図られている。

2)管内閣下における推進

鳩山首相の退陣を受けて同年 6 月 8 日に発足した菅内閣は、前内閣の「新しい公共」に対する積極的なスタンスを受け継ぎ、引き続きその推進を図っている。即ち、「新しい公共」を国としての「新

成長戦略」の中に位置づけ、円卓会議に代わって『新しい公共』推進会議を設けて、円卓会議のまとめた上述の「・・・政府の対応」のフォローアップと具体化の提案等を行うこととした。さらにこの推進会議の中に「政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会」を設けて「新しい公共」と行政の関係のあり方など NPO 等の活動基盤整備に関する事項について調査を進めている。

以下、時系列的に記す。

H22. 6/11 菅首相所信表明演説

- ・「一人ひとりを包摂する社会」の実現
- ・まちづくり、防犯・防災、医療・福祉、消費者保護などに共助の精神で参加する活動の応援

6/18 閣議決定；新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～

- ・7つの戦略分野／成長を支えるプラットフォーム／雇用・人材戦略／出番と居場所のある国・日本／国民参加と「新しい公共」の支援
- ・21世紀日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト(21の国家戦略プロジェクトの選定)／成長を支えるプラットフォーム／雇用人材分野における国家戦略プロジェクト／20.新しい公共

7/17 閣議決定；平成23年度予算の概算要求組替え基準について

9/7 新しい公共円卓会議メンバーとの懇談会

- ・議題；「新しい公共」に係る政府の取り組みについての意見交換
- ・資料；『新しい公共』円卓会議の提案と制度化に向けた政府の対応に係る各府省の主な取り組みについて

9/8 新しい公共の推進に係わる施策の各省庁からの聴取

文科省、経産省、国交省、厚労省、農水省、環境省、法務省

10/22 総理大臣決定『新しい公共』推進会議の開催について

以下の事項に関する検討を行なう。構成員；20名。

- ・「政府の対応」のフォローアップとその結果を踏まえた提案
- ・新しい公共と行政の関係、住民同士の支え合いのネットワーク作り

10/27 第1回「新しい公共」推進会議

- ・開催根拠、運営要領
- ・「新しい公共」推進会議の検討課題として考えられる事項
 - ・「政府の対応」のフォローアップとその結果を踏まえた提案
 - ・「新しい公共」と行政の関係の在り方など NPO 等の活動基盤整備

11/11 第2回「新しい公共」推進会議

- ・政府の取組に対する「新しい公共」推進会議からの提案(素案)
基本的考え方／寄付税制見直しの早期実現等／予算／取組の深化に向けて

12/13 第3回「新しい公共」推進会議

- ・今後の取り組みについて；「新しい公共」に係る取組の進化に向けて(案)

H23.1/25 第4回「新しい公共」推進会議

- ・今後の検討事項について；「新しい公共」推進会議の今後の検討事項(案)

3)新しい公共支援事業について

菅内閣は平成 22 年度補正予算で「新しい公共支援事業」(総額 87.5 億円)を決定した。その基本コンセプトは、新しい公共の活動の阻害要因を解決し、新しい公共の担い手となる NPO 等の自立的活動を後押しし、新しい公共の拡大と定着を図るとともに、これにより公的な財やサービスの効率的な提供と地域における雇用や参加の場の拡大に資するものであるとされている。

その基本スキームは図 1-2-1 に示すように、国から地方自治体(都道府県)に交付金を交付し、都道府県はそれをベースにした基金を設置して地域の NPO 等の活動の支援を行なうものである。その期間は平成 22、23 年度の 2 カ年間としている。

国はその推進のため「新しい公共支援事業運営会議」を立上げ、同事業の円滑かつ的確な実施のための指針として、各都道府県に造成される基金の設置、運用等に関してその具体的な方針・方法を示すものとして「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」を取り纏めている(平成 23 年 2 月)。支援事業の内容とその実施の枠組みについて、同ガイドライン参考資料に示されるものを表 1-2-1 に示しておく。

図 1-2-1 新しい公共支援事業の基本スキーム

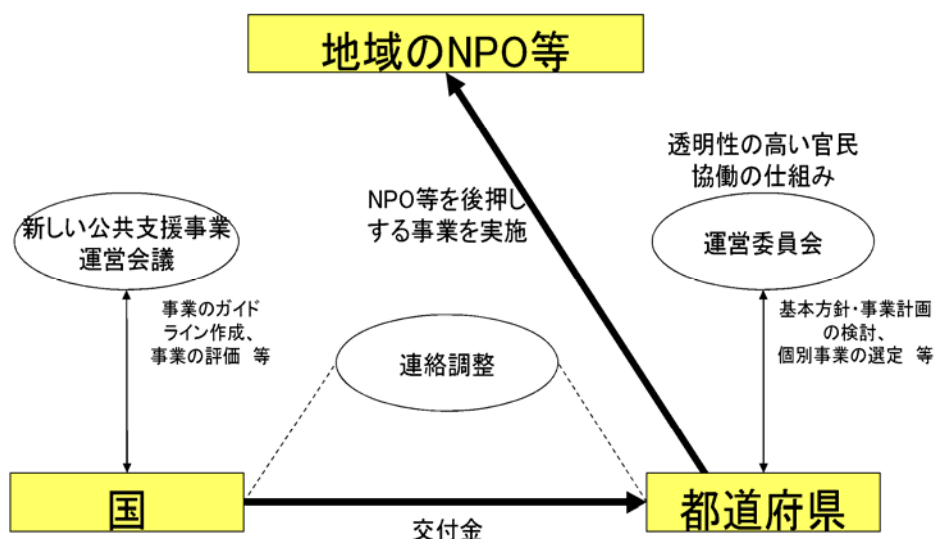


表 1-2-1 新しい公共支援事業の実施の枠組み

事業名および内容		基金から交付金を受ける実施主体	実施方法	運営委員会の選定対象
①NPO等の活動基盤整備のための支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家派遣による個別指導、講習会の開催(財務諸表の作成等) ・データベース整備 ・ボランティアネットワークの構築 ・地元企業等への説明会(NPO等と企業等との連携強化) ・マスコミ広報・会員募集イベント等 	都道府県	自ら実施 ・ 外部委託 (中間支援組織、NPO等を想定) (助成は不可)	都道府県が委託する事業における団体・組織からの提案 ・ NPO等の支援対象者又は支援対象者が実施する事業(なお、講習会への参加等については、審査の簡略化が可能。)
②寄附募集支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附税制の説明会 ・先進事例の収集とNPO等に対する情報提供 ・地元企業等への協力要請 ・多様な寄附手段の普及、寄附募集イベントの開催等 			
③融資利用の円滑化のための支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家派遣による個別指導、講習会等 			
④つなぎ融資への利子補給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・行政からの委託業務に係るつなぎ融資に対する利子相当額を試験的に助成 	都道府県	資金の交付等	NPO等
⑦共通事務に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会の開催、事業の取りまとめ・公表、評価、監査等 	都道府県	自ら実施 ・ 外部委託	—

事業名および内容		実施主体	実施方法	運営委員会の選定対象
⑤新しい公共の場づくりのためのモデル事業	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な担い手により、地域の諸課題解決を図るプロセスを試行するものに支援 	NPO等と都道府県・市区町村(連携が条件) (ただし、交付金は都道府県・市区町村へ) ・ NPO等と都道府県・市区町村を含む協議体	自ら実施 ・ 外部委託 ・ 実施主体であるNPO等へ委託または助成	NPO等と都道府県・市区町村が提案した事業 ・ NPO等と都道府県・市区町村を含む協議体が提案した事業
⑥社会イノベーション推進のためのモデル事業	<ul style="list-style-type: none"> ・制度・領域横断的な対応で既存の制度や規制の制約を越えるものについて支援 	都道府県・市区町村	自ら実施 ・ 外部委託	都道府県・市区町村が提案した事業

(3)国土交通省における「新しい公共」の推進

同省国土審議会の政策部会に設けられている国土政策検討委員会(委員長；奥野信弘中京大学教授)における3つのテーマの一つとして、『新しい公共』の担い手によるコミュニティづくりが位置づけされている。そのため、その下に「新しい公共検討グループ」を設けて、上記テーマに沿って地域活動の課題を整理し、一方で現実の取組からの示唆も踏まえて、政策的方向性の検討を行っている。その結果は平成23年2月14日に出された国土政策検討委員会の最終報告の第3章にまとめられている。

なお、同年2月19日に推進の一環として「新しい公共」シンポジウムが開催され、関係各界からの話題提供ののちパネルディスカッションが行われている。

以下、時系列的に示す。

H22. 9/8 新しい公共の推進に係わる施策の各省庁からの聴取時の説明

- 「新しい公共」の担い手による新たな地域づくり
 - ・地域の志ある投資を促進するためのファンドへの支援
 - ・「新しい公共」の担い手に対して経営支援を行う中間支援組織の育成支援
- 「新しい公共」によるコミュニティ活動支援ファンドへの投資に対する特例措置の創設
- まちづくりに対する民間都市開発機構の支援
- 新しい公共によるまちづくり促進事業
 - 都市環境改善支援事業／新しい公共によるまちづくり促進調査(実証実験)
- まちづくりを担う法人に対する支援税制の創設

9/21 第1回国土政策検討委員会

国土交通省成長戦略会議報告(H22.5.17)における3つのテーマを検討する。

- I 大都市イノベーション戦略
- II 地域ポテンシャル発現戦略
 - II-1 官民連携による内発的地域戦略づくり
 - II-2 「新しい公共」の担い手によるコミュニティづくり

9/21 国土政策検討委員会新しい公共検討グループ(第1回)

- ・設置要綱、委員名簿(取りまとめ役；小田切徳美)
- ・「新しい公共」の担い手によるコミュニティづくりについて(現状と課題)

10/19 国土政策検討委員会新しい公共検討グループ(第2回)

- ・担い手からの取り組み状況等についての説明(中間支援含む)

11/1 国土政策検討委員会新しい公共検討グループ(第3回)

- ・有識者からの説明(金融関連)
- ・「新しい公共」における課題の整理

11/26 国土政策検討委員会新しい公共検討グループ(第4回)

- ・とりまとめに向けた検討等

12/7 国土政策検討委員会新しい公共検討グループ(第5回)

- ・とりまとめ等

12/8 第2回国土政策検討委員会

- ・最終報告書素案

(4)その他

①民主党では政府の動きに対応して「新しい公共調査会」なる組織を立ち上げている。H22.10/22に会合を開いている。その主要メンバーは以下の通りである。

会長；鳩山由紀夫、会長代行；松井孝治、事務局長；細野豪志

②上記の国土交通省国土政策検討委員会の委員長である奥野信弘氏は栗田卓也氏と共著で「新しい公共を担う人びと」(岩波書店、H22.8/25)を著している。その内容は以下のとおりである。

○新しい公共の活動の4つの分類

- ・行政機能の代替；行政が担うべきサービスを自らの意思で住民に提供する活動
- ・公共領域の補完；行政が担うべきとまでは言えないが、公共的価値の高い領域のサービスを提供する活動
- ・民間領域での公共性発揮；ビジネス的な色彩の強い事業について、それに公共的価値を賦与して住民に提供する活動
- ・中間支援機能；活動に関係する官と民や民と民を仲介し、他の団体を支援する活動

○4つの分類ごとの解説と事例の紹介

○その他；担い手の育成、資金循環、地域の自立(国土計画)、街づくり、PFI

○これから重要性を増す新しい公共